

令和6年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和6年6月24日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 行政報告
- 5 令和6年度町政執行方針
- 6 令和6年度教育行政執行方針
- 7 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第 5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 9 報告第 6号 専決処分の報告について
- 10 報告第 7号 専決処分の報告について
- 11 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 12 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 13 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 14 議案第46号 広尾町地域脱炭素化推進協議会条例の制定について
- 15 議案第47号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正について
- 16 議案第48号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 17 議案第49号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 18 議案第50号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について
- 19 議案第51号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 20 議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 21 議案第53号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 22 議案第54号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 23 議案第55号 令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 24 議案第56号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 25 議案第57号 令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 26 議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○出席議員（13名）

1番	斎藤弘樹	2番	尾矢利昭
3番	大庭克彦	4番	雄谷幸裕
5番	山岸謙一	6番	松田健司
7番	志村國昭	8番	浜野隆
9番	萬亀山ちず子	10番	前崎茂
11番	渡辺富久馬	12番	山谷照夫
13番	堀田成郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中靖章
副町長	及川隆之
会計管理者	沖田一美
兼出納室長	沖田一美
総務課長	山崎勝彦
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	木村正樹
併総務課主幹	坂田邦昭
兼企画課長	山崎勝彦
企画課長補佐	鎌田慎美
住民課長	楠本直美
住民課長補佐	村中晃央
兼住民課長補佐	三浦直子
保健福祉課長	宝泉大
保健福祉課参事	保坂一也
兼老人福祉センター所長	宝泉大
兼地域包括支援センター長	宝泉大
兼健康管理センター長	保坂一也
健康管理センター次長	三浦直子
保健福祉課子育て支援室長	浜頭力
兼子育て世代包括支援センター長	浜頭力
認定こども園ひろお保育園長	船田光恵
豊似保育所長	小村和徳

特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼農林課長事務取扱	及	川	隆	之
兼町営牧場長事務取扱	及	川	隆	之
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	山	田	雅	樹
建設水道課長	寺	井		真
建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	寺	井		真
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	山	畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	渡	辺	將	人
兼 図 書 館 長	渡	辺	將	人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡	辺	將	人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈農業委員会〉

会 長	大	森	康	雄
-----	---	---	---	---

事 務 局 長 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和6年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、尾矢利昭議員、8番、浜野隆議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
6月18日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から報告4件、議案16件を受理しております。また、議会から意見書案3件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和6年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は5人の議員から通告があり、6月25日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日24日から6月28日までの5日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日24日から28日までの5日間にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日24日から6月28日までの5日間とすることに決しました。

◎日程第4 行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和6年第2回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の広尾町ゼロカーボンシティ宣言についてであります。

行政報告資料1により宣言をさせていただきます。行政報告資料1をお願いいたします。

広尾町ゼロカーボンシティ宣言。

～2050年カーボンニュートラルを目指して～

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、猛暑や豪雨といった異常気象が頻発し、我が国においても集中豪雨や台風等による自然災害が増加しています。温暖化が進むことで、気温・海水温の上昇や降水量の増加、これらに起因した自然環境や生態系への影響等が懸念されています。本町においても、漁業、農業といった第一次産業を中心に大きな影響を受けており、その対策は喫緊の課題となっています。

地球温暖化は二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の増加が最大の原因と言われています。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を掲げ、北海道においても再生可能エネルギーや森林資源などの地域資源を最大限活用しながら、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める「ゼロカーボン北海道」の実現を推進するなど、国を挙げて脱炭素化社会への取組が進められています。

本町では、これまでも豊かな森林資源を生かしたJークレジットの取組や公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車への電気自動車の導入等に取り組んでまいりましたが、一人一人が二酸化炭素の削減に取り組むことや再生可能エネルギーの導入、二酸化炭素の吸収源となる森林資源の育成と活用、省エネルギーの取組などについて町民、事業者、行政が一体となって進めていくことが必要です。

50年後、100年後もこの美しい自然豊かな広尾町を未来へ継承していくため、2050年までに広尾町の温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和6年6月24日。

北海道広尾町長田中靖章。

以上であります。

なお、本町の地球温暖化対策を進める上での指針となる地方公共団体実行計画（区域施策編）につきましても、今年度中の策定を予定しており、温室効果ガスの削減に向けて町全体でさらなる取

組を進めてまいります。

次に、2点目の令和5年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

令和5年度の決算状況は、排水処理量が2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額1,729万289円に対し、支出金額が1,720万4,825円で、差額の8万5,464円が当期剰余金となったところであります。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

1件目であります。

工事名は、庁舎暖房設備更新工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、有限会社田中建設、代表取締役田中久氏であります。

契約額は3,047万円でありまして、工期は令和6年4月23日から令和6年10月31日までであります。

工事の概要であります。施工場所は並木通東4丁目4番地でありまして、工事の内容は消防庁舎の暖房設備の更新工事であります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社田中建設、株式会社奥原商会、森設備工業株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.1%であります。

次に、2件目であります。

工事名は、西広尾橋補修工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町字野塚764番地、株式会社ホリタ、代表取締役堀田真氏であります。

契約額は4,202万円でありまして、工期は令和6年6月4日から令和6年11月29日までであります。

工事の概要であります。施工場所は字茂寄でありまして、工事の内容は橋面防水、伸縮装置取替え、支承防錆等、橋桁を支える支承のさび止め等であります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社田中建設、株式会社ホリタ、アカイン建設株式会社、株式会社三浦建設の4業者をもって入札を行いまして、落札率は98.1%であります。

次に、4点目の国民健康保険病院の理事長についてであります。

平成31年4月から広尾町国保病院の理事長として任命している社会医療法人北斗理事長、鎌田一氏が6月30日をもって理事長を退任されることになりました。鎌田氏におかれましては、独法開始当初から病院の理事長として本町の医療、町民の健康を支えていただき、厚くお礼申し上げる次第であります。

なお、後任につきましては、7月1日から社会医療法人北斗の新理事長となる橋本郁郎氏を理事長に任命するものであります。橋本氏は、現在、社会医療法人北斗の副理事長でありまして、引き続き本町の医療体制にご尽力いただくことを期待しております。

次に、5点目の国民健康保険病院の診療体制についてであります。

令和6年7月1日付で内科医師の着任が決まりました。着任する医師は山縣重之氏で現在59歳、

前任地は釧路市夜間急病センターであります。山縣氏の着任により常勤内科医が3人体制となり、中期計画に掲げられた常勤医の4人体制が確保されたことにより、安定した医療提供がなされるものと考えております。

次に、6点目の広尾町のちを支える自殺対策計画の策定についてであります。

本計画は、自殺対策基本法に基づき、本町における自殺対策関連施策等の取組を示すものであり、計画期間は令和6年度から令和17年度までであります。

北海道においては、毎年900人余りの方が自ら貴い命を絶っており、この背景としましては、精神保健上の問題や過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤立などがあり、これらの課題解決に向けては、悩みを抱えた方が孤立しないような支援の充実、町内外の関係機関や団体との連携の強化など、町全体で取組を推進することが重要となるものであります。

本計画の策定に当たりましては、広尾町のちを支える自殺対策推進委員会において審議をいただき、承認されたところであります。

なお、計画は行政報告資料2としてお手元に配付しておりますので、内容の詳細につきましては、後ほどご確認ください。

今後は、町民一人一人が命の大切さを理解し、本計画の基本理念である誰も自殺に追い込まれることのない広尾町の実現のため、全町的な取組を推進してまいります。

最後であります。

7点目の護衛艦「いせ」の十勝港入港についてであります。

海上自衛隊第2護衛隊所属の護衛艦いせが広報活動のため、本年7月20日から22日までの3日間の日程で十勝港へ入港することが決定いたしましたので、報告いたします。

護衛艦いせは、海上自衛隊では2番目に大きく、最大で11機のヘリコプターを搭載可能で、その全長は、昨年度入港した南極観測船しらせを63メートル上回る197メートルであります。平成22年7月に同型の護衛艦ひゅうがが十勝港へ入港しておりまして、いせの入港は今回が初めてとなります。入港に際し商工会などが中心となり実行委員会を組織し、歓迎行事のほか一般公開も予定されており、またとない機会ですので、町民の皆様をはじめ多くの方々にご覧いただきたいと思っております。

なお、本定例会に関連事業に係る実行委員会負担金を計上した補正予算を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、25日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第5 令和6年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第5、令和6年度町政執行方針について説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、令和6年度の町政執行方針を申し上げます。

お手元の町政執行方針1ページから順次ご説明申し上げます。

初めに、令和6年第2回広尾町議会定例会の開会に当たり、町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

このたびの町長選挙において、町民の皆様からご信任をいただき町政の重責を担わせていただくこととなりました。これからの4年間、町民の皆様からの信頼と期待に応えるべく、第6期まちづくり推進総合計画に掲げるまちの目指す姿である「海・山・川が織りなす、希望が灯るサンタランド・ひろお」を実現するために、職員と一丸となりまちづくりに邁進してまいります。

大きな行政課題でもあります「人口減少問題」に重点的に取り組み、大胆な子育て支援や教育環境の整備を行い、未来に向けて夢と希望に満ちあふれた「ずっと住み続けたいと思えるまち」を町民の皆様と力を合わせて築いてまいります。

町政に臨む基本姿勢であります。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画がスタートして4年目となり前期の計画期間も終盤となってきております。基本的には計画に掲げる基本目標を着実に推進し、社会情勢に合わせた見直しを行いながら各種施策を前進させ、地域の活力を生み出すまちづくりにつなげてまいります。

先般、経済界の有志らでつくる民間団体から、今後30年の間に人口減少が加速することで将来的に消滅の可能性のある自治体が公表され、本町も当該自治体として区分され社会減対策が極めて必要との見解が示されました。

このような新たな行政課題にも積極的に取り組み、未来を見据え、町民の皆様の声聞き、常に寄り添い、安心して住み続けられる「新しい広尾町」を築いていかなければなりません。

広尾町の豊かな自然からもたらされる地域の資源を最大限に生かした産業振興や商工観光振興を推進し、まちににぎわいを生み出し、町民の皆様が安心して暮らせる福祉・医療、子育て・教育の充実、そして将来を見据えた堅実な財政運営などこれまでの取組をさらに前に進めてまいります。

目まぐるしく移り変わる社会情勢の中、ゼロカーボンの実現に向けた取組や自治体DXの推進など社会の変革に的確な対応が求められております。

様々な主要課題の解決に最大限の努力を行い、「次世代に引き継ぐことができるまちづくり」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開であります。

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って申し上げます。

1つ目の大きな柱、「活力ある産業のまち」であります。

(1)の水産業の振興について。

本町産業の根幹をなす漁業は、海水温の上昇など海洋環境の急激な変化により、秋サケをはじめとする主要魚種の水揚げの減少、世界情勢による物価高・燃油高騰などに加え、中国の日本産水産

物全面禁輸措置の長期化による影響などにより、依然として厳しい経営状況が続いております。

こうした情勢を踏まえ、本町の漁業者がこれからも漁業をなりわいとして暮らし続けていけるよう、漁協をはじめ関係機関と連携協力し、長年取り組んでいる増養殖事業を柱に、資源回復活動や赤潮被害対策、漁業者への経営支援など様々な取組を進めてまいります。

また、漁協が行うウニ養殖企業化試験事業について引き続き支援を行い、新しい漁業の創出と養殖技術の確立を目指してまいります。

マツカワについては、管内4町3漁協の広域連携により、引き続き稚魚の飼育・放流事業を進めてまいります。また、種苗の安定供給が図られるよう関係機関などと連絡を密にしながら必要な対応を行ってまいります。

さらに、町の魅力である豊富な魚種を原料とした水産加工品の販路拡大について、産業流通振興公社を中心に加工業者などとも連携協力して取り組んでまいります。

(2)の農業の振興についてであります。

令和4年以降、国際情勢の変化により食料生産に欠かせない燃油や肥料、飼料など農業生産資材の価格が高騰を続け、生乳の生産抑制、牛の販売価格下落、夏の猛暑による乳量低下、家畜伝染病の蔓延なども相まって、本町の農業経営をめぐる情勢は過去に類を見ないほどの危機に直面しております。

こうした情勢を踏まえ、本町農業を担う経営体の営農継続を支援するため、農協をはじめ関係機関と連携協力して生産基盤の回復と農業経営の安定化を図ってまいります。

一方、本町の農家人口や農家戸数は減少傾向に歯止めがかからず、将来の担い手の確保・育成が喫緊の課題となっております。この課題に対応するため、第三者経営継承など新規参入者を確保する取組や、地域おこし協力隊制度を活用した農場派遣事業、インターン事業などを積極的にを行い、指導農業士など町内の農業者とも協力しながら、若い世代の農業への興味・関心を高め、将来の担い手として育成するための取組を関係機関一丸となって推進してまいります。

(3)、林業の振興についてであります。

カラマツ及びトドマツを主体とした町内の人工林は、35年生以下の若い林分が多くを占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが大変重要となっております。また、今後主伐期を迎える人工林も増加していくことから、町内の林業生産活動を活発化させ、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。

私有林については、森林環境税の課税が始まる令和6年度以降も、森林整備の促進や広尾サンタランドウツの魅力向上をはじめとした木材の利用促進、林業の担い手育成につながる取組など、貴重な財源である森林環境譲与税を納税者の理解を得ながら積極的に活用し、林業事業体を支援してまいります。

町有林については、引き続き適切な整備を実施し、町民の財産である貴重な森林資源をしっかりと守ってまいります。

林業振興策の一つである「集いの杜プロジェクト」については、野塚交流館を地域に根差した施設として運営し、体験交流拠点として、また、人材育成の場として、地域おこし協力隊制度を活用

しながら、さらなる充実を図ってまいります。

有害鳥獣対策については、行政、産業団体、猟友会はもとより町民とも連携し、安全確保を徹底しながらエゾシカやヒグマなど有害鳥獣の捕獲を行い、農林業被害の軽減や居住地域への出没の抑制に努めてまいります。

(4)、商工業の振興についてであります。

商工業は、人口減少や消費ニーズの多様化に加え、原油価格等の高騰により依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした情勢を踏まえ、商工会と連携協力し、住民の暮らしや地域の雇用を支える大きな役割を担っている中小企業等に対する支援策や、あらゆる経済対策を講じることにより、地域外への消費の流出を抑制し、地域内循環による町内経済の活性化を図ってまいります。

また、近年、あらゆる業種において人材不足が顕在化していることから、地域おこし協力隊制度を活用した雇用の掘り起こしや事業承継に向けた取組など、町内事業所の事業活動の継続を図ってまいります。

さらに、新しく起業を目指す創業者や商品開発の取組を支援してまいります。

ふるさと納税では、事業者の協力を得ながら返礼品の充実を図り、広尾町の魅力を多くの方々に感じてもらうことで、寄附額の大幅な増加を目指してまいります。

(5)、観光振興とサンタランドについてであります。

観光振興については、「また来たくなる」まちを目指し、町観光協会など関係団体と連携し、町の認知度を向上させ、国内外からの交流人口や関係人口の増加を図ってまいります。多くの方々に広尾町へ来ていただくため、体験型観光の充実強化や新たな特産品開発に取り組むなど、観光資源のより一層の磨き上げを行ってまいります。

十勝港まつりなどのイベントについては、地域資源を生かしながら、来場者の満足度を高める工夫を凝らして開催してまいります。

観光情報の発信については、SNSを活用した地元製品のPR、スタンプラリーやフェアの拡充など、発信力を強化してまいります。

広域観光では、日高山脈襟裳国定公園が本年夏にも国立公園に指定される見通しとなっていることから、自然環境の保全と観光面での活用を検討するとともに、十勝観光連盟やえりも岬とんがりロード観光協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと地域間連携を強化し、進めてまいります。

また、交流人口の増加に向けた「道の駅」や「キャンプ場」の整備について、関係団体と協議を進めてまいります。

サンタランド事業については、本年11月に認定40周年を迎えることから、町内外に周知を図り、町民の皆様にも協力をいただきながら10月のツリー点灯式に併せて各種記念イベントを開催してまいります。

聖地となる大丸山森林公園については、引き続きウッドランタンをはじめとしたイルミネーションの充実を図るとともに、安心して訪れてもらえるよう施設の適正な維持管理に努めてまいります。

また、サンタカードについては、内容を刷新するなどさらなる魅力向上を図るとともに、申込方法の簡素化やPRの強化などに努めてまいります。「子どもの夢を応援するプロジェクト」については、趣旨に賛同する協力企業や団体等を広げる活動を継続実施してまいります。

(6)、十勝港の利活用についてであります。

重要港湾 十勝港は、本年、京浜港と結ぶコンテナ船の定期航路が開設され、利活用が一步前進しました。

昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に209億1,200万円を記録し、13年連続で100億円を上回りましたが、定期航路の開設によりさらなる増加が見込まれます。今後、コンテナ船の寄港に伴う必要な港湾施設の整備について、国への要望を行いながら推進してまいります。

これからも、十勝はもとより道東地区の農産品などの流通拠点港として、また、漁業水産基地として、飼料コンビナート関連企業や農林業関連等の積極的な企業誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開し、十勝地域における産業の発展に寄与してまいります。

2つ目の大きな柱、「安心して暮らせる支え合いのまち」であります。

(1)の子育て支援・地域福祉についてであります。

子どもの健やかな成長と子育てを支えることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、まち全体で取り組むべき重要な課題であります。

子育て支援については、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て世帯の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

子育て世帯への相談支援として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターの充実を図るとともに、相談支援体制をさらに強化するため、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ子ども家庭センターの設置に向けて取り組んでまいります。

助産師による産後ケア事業については、新たにデイサービス型も対象にするほか、地域で支えるファミリーサポート事業の普及を図り、育児の支援に努めてまいります。

児童施設については、暑さ対策としてエアコンを設置するなど、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを図ってまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減については、不妊治療費や妊産婦健診費の助成のほか、出産祝い金支給事業、高校生までの医療費の無償化を引き続き行ってまいります。

また、一部無償化としている保育料の完全無償化を実施するほか、新たに在宅育児支援金制度を創設し、子育て世帯を応援する取組を進めてまいります。

子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「第2期地域福祉計画」に沿って社会福祉協議会と連携を深めながら、支え合いを基調とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

先駆的に取り組んでいる重層的支援体制整備事業については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するコミュニティソーシャルワーカーを中心とした包括的な支援体制により、ひきこもり支援など生きづらさを抱える方に寄り添ったサポートを行ってまいります。

(2) の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められる中、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念である「まち全体で健康寿命を延ばし、自分らしい生活を人生の最期までおくることができる広尾町」「多様なネットワークを築き、見守り・支え合える広尾町」「医療や介護が必要になっても療養・ケア・暮らしの場所について、誰もが選択と意思決定ができる広尾町」の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、緊急通報システム設置事業や軽度生活支援事業により、高齢者の日常生活の安全と安心を確保するほか、生きがいや活躍の場となる高齢者勤労事業部や老人クラブの運営支援を行ってまいります。

高齢者外出支援交通費助成事業については、買物や通院など高齢者の外出を支援することで、社会参加や介護予防にもつなげる取組を進めてまいります。

また、高齢者施設の暑さ対策については、デイサービスセンターと生活支援ハウスなごみにエアコンを設置し、高齢者の健康保持と安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

障がい者福祉については、「第4期障害者計画」に基づき、障がい者が自らの選択と決定で社会活動に参加し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい者の社会参加や職業訓練の機会の提供、障がいへの理解を醸成する取組として、NPO法人の一まひろおとともに地域活動支援センター事業や就労体験事業を推進してまいります。

介護サービスについては、介護予防の取組により、管内で最も低い水準である本町の介護認定率の上昇を抑えつつも、誰もが適切な介護サービスを安心して受けられるよう、地域包括支援センターを核とした相談支援体制を充実させ、多職種協働による在宅医療・介護連携の強化を図ってまいります。

サポーターなどの協力による、いきいき百歳体操やサロンなどの運営を支援し、自主的に介護予防に取り組む高齢者が増えることを目指すとともに、支え合いの担い手となるボランティアの養成に努めてまいります。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、共生と予防を両輪として支援体制を充実させ、認知症カフェの運営など地域住民が見守り支え合うチームオレンジの活動を推進してまいります。

介護サービスの持続可能な提供ができるよう、介護職員初任者研修の開催や医療従事者等修学資金貸付制度の利用促進により、人材の確保に取り組んでまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、外国人介護職員の採用やICTの活用による介護負担軽減、待遇改善など、人材確保や職場環境の向上を図るとともに、介護サービスの質の向上により、入所者が安心して生活を送れるよう努めてまいります。

特別養護老人ホームの建て替えについては、プライバシーに配慮したユニットケアの提供により、地域に必要なとされる施設づくりを目指してまいります。

(3) の健康づくりについてであります。

健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、運動習慣の定着を図るなど、町民の主体的な健康づくり活動を支援してまいります。

疾病の早期発見のため、特定健診やがん検診の受診率向上を図るとともに、家庭訪問などの保健事業により、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの予防や重症化予防に取り組んでまいります。

「第2期食育推進計画」により食育に関する施策を推進するほか、歯科保健事業についても、乳幼児期から高齢期までのライフステージに沿った歯や口腔の健康づくりへの意識の向上を図ってまいります。

本年度策定した「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、関係機関との連携体制を構築し、心の健康づくりに関する普及啓発など生きることの包括的な支援を推進してまいります。

(4)の医療体制についてであります。

国民健康保険病院については、地域医療ニーズに応じた質の高い医療の提供と患者サービスの向上を図り、経営の健全化に取り組んでまいります。

また、地域の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、町内の医療機関との連携を強化しながら、専門外来や入院医療の充実を図り、救急患者にも対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

(5)、国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険については、北海道において実施される「統一保険料」を見据え、適正な保険料設定と事務の広域化を進めてまいります。

また、重症化予防のための効果的な保健事業の展開や、後発医薬品の使用促進などにより、医療費の適正化と患者負担の軽減に努めてまいります。

特定健診については、個別訪問や受診勧奨を積極的に行ったことで受診率が年々上昇し、令和4年度実績では56.3%、管内8位という結果になっております。「第3期保健事業実施計画」に基づき、これからも未受診者への効果的な勧奨を実施し、さらなる受診率の向上に努めるとともに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を行い、生活習慣病の予防と重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な制度運営に努めてまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進し、要介護状態に近づくフレイルの予防や健康状態不明者の把握など、健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいります。

3つ目の大きな柱であります「豊かな心を育み文化を高めるまち」についてであります。

未来を担う子どもたちが、夢や希望を持って主体的に生きる力を身につけることができるよう、これまでの取組を継続しながら着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育のさらなる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

学校施設については、小・中学校にエアコンを設置し、子どもたちの健康保持及び学習に集中できる環境整備に努めてまいります。

また、学校に通えない児童等については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

を活用するほか、GIGAスクール構想により整備したタブレット端末による学びを確保するとともに、中学校においては別室登校の場を設けるなど、個に寄り添った教育を進めてまいります。

また、子育て支援の一環として、小・中学校の修学旅行費の補助、学校給食費無償化など保護者の負担軽減に努めてまいります。

広尾高校の存続のため、町による補助「サポートプラン13」を継続するとともに、新たな支援について検討してまいります。

また、広尾町の歴史・文化などの功績を保存・伝承するための取組を進めてまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

4つ目の大きな柱、「住みやすさが感じられるまち」についてであります。

(1)の防災・消防対策についてであります。

本町の防災は、地域防災計画や強靱化計画に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

令和4年7月、北海道から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による道内市町村ごとの被害想定が公表され、同年9月には、特に甚大な被害が見込まれる「特別強化地域」として本町が国から指定を受けております。これを受け、本町では特に厳冬期における地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めてまいります。具体的には、地震・津波避難訓練を通じて住民に対し適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図るとともに、自力で避難できない方の支援体制づくりを検討してまいります。

避難生活に必要な物資の備蓄については、住民や事業所、自主防災組織などとの連携を強化し、行政備蓄と、それを補完する個人備蓄、流通備蓄の確保に努め、冬季の避難生活に対応できるよう、町全体で備えの充実を図ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き自主防災組織のさらなる設立を推進し、共助の力による地域防災力の充実を図ってまいります。

防災教育の面では、自主防災組織と高校生が連携した訓練や町内小中学校での講話や訓練など、防災に関する系統的な学びを支援し、人材育成を図ってまいります。

台風などの大雨による流木等の海岸漂着物については、確実に対策を推進するよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

消防については、教育訓練による知識・技術の向上を図るとともに、消防団員の確保、消防団活動への支援に取り組んでまいります。

また、消防団員の安全装備、災害時の拠点となる消防施設を適切に管理し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

(2)の交通安全・防犯対策についてであります。

交通安全対策については、「デイライト運動」の普及をはじめ、各種啓発活動により交通安全意識を高める取組を展開してまいります。

また、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続、通学路の現地調査など、交通事故撲滅

を推進してまいります。

防犯対策については、町民に対し様々な情報提供を行い、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指してまいります。

消費者保護対策については、気軽に相談できる体制の構築や広報活動の実施、関係機関との連携強化など、消費者保護と被害防止に努めてまいります。

(3)の道路交通・公共交通対策についてであります。

令和4年3月に広尾までの事業化が決定した高規格道路帯広・広尾自動車道については、十勝港への定期貨物航路計画などの物流機能に大きく寄与するほか、災害対策、救急医療、観光振興などまちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。今後も、一日も早い全線開通に向けてまちぐるみで要望活動に取り組んでまいります。

町道については、保守点検を行い、維持補修や道路整備を計画的に実施してまいります。

除雪については、迅速に通行の安全を確保するため、丁寧かつ効率的な体制整備に努めてまいります。

公共交通については、人口減少やコロナ禍を原因とした利用者の減少や乗務員不足などによる民間交通の縮小など、総じて厳しい状況下にあります。

重要な地域間交通の一つである十勝バス広尾線の維持に向け、利用方法の周知等に努め、利用促進を図ってまいります。

JR北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、広尾高校への通学便としての利用実態などを踏まえ、えりも町と継続協議してまいります。

「高速ひろおサント号」については、昨年11月より運休となっておりますが、今後も運行再開に向けJR北海道バスへの要請活動に努めてまいります。

(4)の住宅環境対策についてであります。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善事業及び除却事業を継続的に実施するとともに、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、危険空き家等の実態把握を継続的に行い、個別の状況・事情を把握し、指導・助言等を行ってまいります。

また、取壊しに対する助成制度の継続及び空き家の利活用促進にも努めてまいります。

(5)の環境衛生対策についてであります。

環境衛生対策については、「ごみ処理基本計画」に基づき、1人1日当たりのごみの排出量1,000グラム以下が達成できるよう、ごみの減量化、資源化、適切な分別の徹底に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化に向けた新たな取組として、生ごみ処理機の購入費助成を行ってまいります。

ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、住民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

(6)の上下水道の整備についてであります。

上水道事業及び、簡易水道事業、簡易給水事業については、計画的な更新・整備を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や施設更新計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

(7)、脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用についてであります。

国は、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、北海道は「ゼロカーボン北海道」の推進を打ち出し、各地域で脱炭素化に向けた取組が積極的に進められております。

本町は、町有地面積の約8割を占める豊かな森林資源やブルーカーボン活用可能な海洋資源に加え、家畜ふん尿、太陽光、風力、波力など様々な種類の再生可能エネルギーに恵まれております。

今年度は、ゼロカーボンシティ宣言を行った上で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定により、これらの資源を有効活用し、地方創生や地域課題の解決につなげてまいります。

また、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入についても引き続き検討してまいります。

さらに、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動として、節電、省エネルギー、省資源、環境負荷軽減の取組について、町民や事業所への啓発を行ってまいります。

(8)の公園整備についてであります。

新たな公園整備については、議会や町民の皆様からのご意見を踏まえ、いま一度立ち止まり、アンケート調査や町民説明会などを実施し、整備内容の再検討を進めてまいります。

また、既存の公園については、適切な維持管理を実施し、安心して利用することができる環境の整備に努めてまいります。

5つ目の大きな柱であります「次世代に引き継ぐことができるまち」についてであります。

(1)の町民が活躍するまちについて。

令和3年度から始めた「まちづくり町民みらい会議」は、まちづくりへの参加意識の向上を図り、未来のまちづくり人材の育成につなげていくための制度で、今後もテーマに応じて開催してまいります。

また、町民が主体的に取り組むまちづくり活動に対しては、5年間継続して財政的な支援を行うことにより、町民主体の多彩なまちづくり活動の促進及び機運醸成を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、役員の成り手がなく、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、あらゆる支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら地域の魅力や課題から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見

や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

(2) の行財政運営についてであります。

地方交付税の減少など厳しい地方財政状況が続く中、本町の令和5年度末の町債残高については、全会計を合わせ約114億円と依然として高い水準にあります。

急激な円安の進行や燃料・資材価格の高騰が続くなど、依然として地元経済への影響があり、今後の財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第6次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、第5次行政改革大綱の後期の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

今後も、広域化する行政課題への確に対応するため、近隣市町村の魅力を生かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3) の移住・定住、交流、関係人口の拡大についてであります。

少子高齢化や人口減少が進み、地方の活力低下が懸念される一方で、コロナ禍を契機として都市部の住民の地方に対する関心が高まり、北海道にとってハンデとみなされてきた広域分散型の地域構造、首都圏からの距離などを強みに転換できる状況にあります。地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちを目指し、地方創生の取組をさらに推進してまいります。

第6次まちづくり推進総合計画に掲げた様々なプロジェクトの実現に向けては、産業団体をはじめ関係機関と連携・協力しながら分野を横断して取り組んでまいります。また、地域おこし協力隊制度を活用し、移住・定住の促進や空き家対策、都市部との交流などをさらに進めてまいります。

令和4年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、子育て支援制度の充実により若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、移住希望者が本町での就業や子育てを具体的に思い描くことができるよう、様々な機会や方法を活用して移住を働きかけてまいります。

結婚対策では、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、西海市、芽室町、東京都荒川区との交流の絆を深めるとともに、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を充実させ事業の継続性を確保し、関係人口のさらなる拡大と、まちのにぎわいの創出に努めてまいります。

結びであります。

以上、令和6年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

地方を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、様々な問題の解決に向けて、まちづくりの主役である町民の皆様と対話を重ね、多くのご意見に耳を傾け、町民の皆様とともにまちづくりを進

めてまいります。

本年は広尾町がノルウェーのオスロ市から国外初、日本唯一のサンタランドの認定を受けてから40年の節目を迎える年となります。

「愛と平和、感謝と奉仕」の基本理念を念頭に、広尾町らしい魅力、夢、ロマンを兼ね備えた「魅力あふれる広尾町」を目指して、職員一丸となって、町政の推進に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

◎日程第6 令和6年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第6、令和6年度教育行政執行方針について説明を求めます。

山岸教育長、登壇願います。

1、教育長（山岸） 令和6年第2回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに。

現在、DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめとした情報技術の進展や、地球規模で進む気候変動など、社会が加速度的に変化している中、従来の知識や経験だけではその対応が難しい時代となっています。

将来の変化を予測することが困難な時代において、未来を担う子どもたちが心豊かに歩み続けていながら地域創生の原動力となるよう、様々な社会的変化を乗り越えることができる資質・能力を育成することがますます重要となっております。

社会の変化に柔軟に対応しながら主体的に判断することや、自ら課題を見だし、他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、主体的に学び行動する人材を育むため、教育の大きな柱である学校教育と社会教育がより連携を深め、生涯にわたって学び続ける意欲を持てる環境づくり、教育行政を推進してまいります。

学校教育関係であります。

学校では新型コロナウイルス感染症による制約が撤廃され、学校生活が4年ぶりに従来の形で実施されるなど、子どもたちがより豊かに生き生きと活動ができるようになりました。社会が変容し、

子どもたちを取り巻く環境は、これまでの知識や経験では将来の予測や解決が困難な時代を迎えています。こうした中で、子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様な社会を乗り越えることのできる力を一層に育むため、地域の力を結集したコミュニティ・スクールを活用し推進してまいります。

「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協同して学ぶ態度」を定着させ、社会に開かれた教育課程により「確かな学力」と「よりよく問題を解決する資質や能力」を育むためには、個々のきめ細かな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小・中学校に教員補助員を配置するとともに、中学校に教科指導助手を配置し、指導の充実を図ってまいります。

各学校ではタブレットを活用した授業が実践されています。ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の体系的な学びを推進し、学校における「学び方」「教え方」「働き方」のICT化を進めるとともに、デジタル教材等による児童生徒の学習意欲の向上や、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けてICTの活用を図ってまいります。

また、インターネットやSNSの普及は、便利さの反面、利用方法を誤ると、いじめや凶悪犯罪に巻き込まれる危険性があります。児童生徒には、情報モラル教育・道徳教育の徹底をはじめ、家庭と連携した道徳的判断の育成を進めてまいります。

いじめの対応については、早期対応の徹底を行い、未然防止に向けた学習機会や啓発の機会を確保した、いじめを防止する組織的な学校の体制づくりを推進してまいります。

学校生活の心理テストであるハイパーQ-Uテストをタブレット端末を活用して実施し、いじめの未然防止や学校生活の質の向上に努めるとともに、不登校や困り事を抱えている子どもたちには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、学校体育、少年団、部活動による体力・運動能力の向上を図るほか、フッ化物洗口による虫歯の予防、食育推進計画による心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化する社会で活躍する人材の育成に資するよう、外国語指導助手の活用や対話を重視した授業の充実に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣事業につきましては、異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を図るため、効果的な事業内容を検討してまいります。

特別支援教育においては、障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援に取り組みます。あわせて、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努め、切れ目のない組織的・継続的な教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進し、十勝教育局による要請訪問の活用など、実践的指導力を養い、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりを行ってまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、令和6年度は小学生8名を西海市に派遣する計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に活かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。学校間の連携は、コミュニティ・スクールを軸とした小・中・高の連携をさらに推進してまいります。

学校における働き方改革については「学校における働き方改革広尾町アクション・プラン（第3期）」を制定し業務改善を図るとともに、それにより教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

学校施設につきましては、子どもたちの学習・生活の場として今後も計画的かつ適切な維持管理を行うとともに、より安全で快適な教育環境を整備するため、学校における暑さ対策として小中学校のエアコン整備事業に優先的に取り組んでまいります。

学校給食については、児童生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスの取れた給食を提供し、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけるための重要な教材として学校給食を活用し、食育の推進に努めてまいります。

また、給食費の保護者負担軽減を図ってまいります。

社会教育関係であります。

第3次広尾町生涯学習推進計画を基本とし、町民が望む学習を行い、地域でその能力を発揮できるよう、関係機関等と連携して取り進めてまいります。

「広尾っ子応援団」は、生涯学習コーディネーターを中心に、児童生徒の自己肯定感を育み、地域住民の教育に対する関心を高めるとともに、当該活動への参加を促進することに努めてまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、各団体の活発化に向けて支援を続けるとともに、特に若年層の関心を引きつけて、担い手の人材育成が図れるよう連携してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正な管理に努めてまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、様々な工夫を凝らし、多くの方々に来館していただき、特に坂本直行氏をはじめとした広尾町に多大な功績を残された方々の歴史的価値を再認識してもらえよう、効率的な運営を図ってまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、地域の資源・人材を活用して、子どもたちが豊かな人間性と健やかな心身を育めるよう、引き続き図ってまいります。

国際交流については、中高生の海外研修派遣事業を通して生徒が英語力のみならず、グローバルな価値観や知識の習得をすることを目指すとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環としてキッズ英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、引き続き植生状況の把握や保全活動

を行ってまいります。

青少年活動の場である勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただけるよう、適正な管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、総合型地域スポーツクラブの設立に向け、各年齢層に応じた事業の展開を継続することで、スポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域との連携に努めてまいります。

また、少子化や教員の働き方改革に伴う、部活動の在り方については、昨年度設立した協議会の中で、段階的に地域へ移行するよう議論を重ねることとします。

体育施設については、利用者が快適に活動を行えるよう、適正な管理に努めてまいります。

図書館については、広報や各種行事を通じて幼児・児童向けをはじめとする図書コーナーの拡充や館内のバリアフリー化を周知、利用の促進を図るとともに、町民のニーズに合わせた図書の配置や収集を進めるなど、さらに利便性を高め読書活動の推進を図ってまいります。

また、「図書館サークル」「ブックスタート」「出前おはなし隊」などの取組を、ボランティアの協力を得ながら開催してまいります。

児童福祉会館については、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点として支援を実施し、安全に施設を利用していただけるよう適正な管理に努めてまいります。

結びに。

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する重点政策を申し上げます。

教育委員会といたしましては、教育の大きな柱である学校教育と社会教育がより相互の連携を深め、子どもたちの健康と学びをしっかりと守るとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、生涯にわたって学び続ける意欲を持てる環境の充実に、より一層取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和6年度教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、25日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時まで、または散会后2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

田中町長、登壇の上、報告願います。

1、町長（田中） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案1ページをお願いいたします。

令和5年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページをお願いいたします。

別紙の繰越計算書であります。

2款3項、事業名、戸籍附票システム改修委託料ほか10事業でありまして、合計金額が2億4,988万5,000円であります。翌年度繰越額は同額の2億4,988万5,000円でありまして、財源の内訳につきましては、おのこの記載のとおりであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第4号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

田中町長、登壇の上、報告願います。

1、町長（田中） 報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。

議案3ページであります。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、令和5年度決算に関する書類は的確であり、また、令和6年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

令和5年度は、水産物の水揚げ不振などの影響を受け、対前年比65.1%の2,702万5,899円の売上げがあったところでありますが、純損益が292万7,908円となり、次期繰越利益剰余金は899万7,415円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしてみたいと考えているところであります。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 別冊でお配りしております令和5年度（第41期）事業報告書をお手元をお願いいたします。

冒頭、申し訳ございません。資料の訂正をお願いいたします。

事業報告書の2ページになります。

2ページの3行目でございます。「令和5年5月24日」を「令和6年5月24日」に訂正願います。申し訳ありませんでした。

それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況につきまして、補足説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の令和5年度事業状況報告についてであります。

令和5年度におきましては、水産物の水揚げ不振などの影響を受け、売上減となってしまいました。対前年比65.1%、2,702万5,899円の売上げがあり、当期純損失が272万6,738円となったところであります。

1)、物産販売事業につきまして、ディノスでのカタログ販売により、イクラ500グラム112ケースの売上げがあったところであります。

次に、2)、産地直送販売であります。北海道ホテルなどが実施した広尾フェアに食材を販売提供したことや、株式会社北海道百科などの取引先に販売を行ったところであります。

次に、3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として334種類の品数を用意し、7,976個、2,417万8,000円の売上げがありました。

2ページをお願いいたします。

令和5年度（第41期）決算報告についてであります。

3ページをお願いいたします。

令和5年度末の貸借対照表でございます。表の右側から2列目の決算額のみを説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,644万3,005円となるものであります。

次に、4ページになります。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が144万5,590円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計、下から2行目の2,499万7,415円となるものであります。

したがって、負債、純資産の部の合計が前ページの資産の部合計2,644万3,005円と同額とな

るものであります。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書になります。Ⅰの売上高が2,702万5,899円となりました。次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が1,891万7,302円、売上総利益は810万8,597円となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,083万5,335円を差し引いた営業損失につきましてはマイナスの272万6,738円となり、これにⅣの営業外収益805円を加えた経常損失がマイナスであります272万5,933円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から3行目でございますが、税引前当期純損失、マイナスの272万1,908円に法人税、住民税及び事業税の20万6,000円を差し引いた額、マイナスの292万7,908円が当期純損失となったものであります。

次に、6ページをお願いします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は1,083万5,335円であります。内訳については、記載のとおりとなっております。

7ページをお願いいたします。

令和5年度末の財産目録となります。資産の部であります。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は2,644万3,005円となるものであります。

8ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が144万5,590円となっており、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた2,499万7,415円が差引き正味財産となるものでございます。

次に、9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページになります。

剰余金処分の承認についてであります。1)、1の前期繰越利益金が1,192万5,323円でありまして、当期の純損失292万7,908円を差し引き、899万7,415円を次期繰越利益金とするものでございます。

11ページをお願いします。

令和6年度事業計画についてであります。令和6年度につきましては、昨年同様にディノスのカタログ販売等での事業展開を含め、商品を厳選しながら限定数の拡大と、さらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めてまいります。さらに、魚介類等を主体として町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページをお願いいたします。

事業計画に伴う収支予算であります。1の純売上高であります。魚介類商品を主体とした販売やふるさと納税返礼品の売上げにより売上高5,000万円を見込み、売上原価3,235万1,000円、一般管理費1,730万円を差し引いた34万9,000円を営業利益と見込んでおります。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を35万9,000円とし、法人税、住民税を引いて純利益20万9,000円を見込む収支計画とするものであります。

最後、13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第6号～日程第10 報告第7号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第6号 専決処分の報告についてと日程第10、報告第7号 専決処分の報告についての2件を一括して行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第6号及び報告第7号 専決処分の報告について、一括して報告をさせていただきます。

本報告2件は、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

初めに、報告第6号であります。

議案の4ページであります。

別紙のとおり専決処分をしたものであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の規定に基づく、町道の管理瑕疵による自動車事故に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分したものであります。

相手方につきましては、記載のとおりであります。

事故の概要であります。本年4月2日、紋別17線109番地の2付近の紋別原野道路において、町道左側のり面に設置されたスノーポールが走行車線上に傾いていたため、走行中の車両に接触し損害を与えたものであります。

和解の内容であります。

過失割合を広尾町6割、相手方車両4割とし、広尾町が相手方に損害賠償金の支払いの後、相手方は広尾町に対する損害賠償請求権を放棄し、本件に関して、裁判上、裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求を行わないとするものであります。

損害賠償の額であります。相手方車両の修繕費用の6割、3万9,798円であります。

処分日につきましては、令和6年6月10日であります。

次のページをお願いいたします。

報告第7号であります。

別紙のとおり専決処分したものであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の規定により、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について別紙のとおり専決処分したものであります。

理由につきましては、町道の管理瑕疵による自動車事故に係る損害賠償の額を定めたことに伴い、当該損害賠償等の執行に要する予算を計上することにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。

処分日につきましては、令和6年6月10日であります。

次ページの別紙、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第2号）であります。

第1条は、歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページをお願いいたします。

第1表、補正の歳出であります。

7款2項道路橋りょう費は、損害賠償金4万円を計上するもので、同額を予備費で調整するものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第6号、報告第7号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第11 議案第43号～日程第13 議案第45号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第43号 工事請負契約の締結についてから日程第13、議案第45号 工事請負契約の締結についてまでの3件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第43号から議案第45号までの工事請負契約の締結について、3件を一括して提案理由を申し上げます。

本案3件は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案10ページをお願いいたします。

初めに、議案第43号であります。

工事名につきましては、特別養護老人ホーム移転改築建築主体工事であります。

契約額は7億1,610万円であります。

契約の相手方は広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、畑下・アカイシ経常建設共同企業体、代表は株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸氏であります。

工事の概要ですが、施工場所につきましては広尾町公園通南4丁目内でありまして、本体が鉄筋

コンクリート造り地上1階建て、建築面積1,899.1平方メートルと、渡り廊下は鉄骨造り地上1階建て、建築面積111.71平方メートルであります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和7年3月31日までであります。

指名業者等の状況についてであります。萩原建設工業株式会社、川田工業株式会社、畑下・アカイシ経常建設共同企業体、拓殖工業株式会社の4業者をもって入札を行いまして、落札率は99.2%であります。

次のページ、議案第44号であります。

工事名につきましては、特別養護老人ホーム移転改築機械設備工事であります。

契約額は2億5,575万円であります。

契約の相手方は広尾郡広尾町丸山通北7丁目3番地2、田中・畑下経常建設共同企業体、代表は有限会社田中建設、代表取締役田中久氏であります。

工事の概要ですが、施工場所につきましては広尾町公園通南4丁目内です。特別養護老人ホーム建て替えに伴う機械設備工事です。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和7年3月31日までであります。

指名業者等の状況についてであります。田中・畑下経常建設共同企業体、森設備工業株式会社、フジ暖房工業株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.1%であります。

次のページ、議案第45号をお願いいたします。

工事名につきましては、特別養護老人ホーム移転改築電気設備工事です。

契約額は3億800万円です。

契約の相手方は帯広市西9条北3丁目3番地、大昭・北口・天沼経常建設共同企業体、代表は大昭電気工業株式会社、代表取締役出村哲教氏です。

工事の概要ですが、施工場所につきましては広尾町公園通南4丁目内です。特別養護老人ホーム建て替えに伴う電気設備工事です。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和7年3月31日までです。

指名業者等の状況についてであります。大昭・北口・天沼経常建設共同企業体、相互・三和・広尾経常建設共同企業体、勝海電気株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は99.0%です。

以上、議案第43号から議案第45号の提案理由といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案3件に対する質疑の発言を許します。

（「質疑なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第43号 工事請負契約の締結について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 工事請負契約の締結について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 工事請負契約の締結について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第45号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

本会議を再開します。

◎日程第14 議案第46号～日程第15 議案第47号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第46号 広尾町地域脱炭素化推進協議会条例の制定についてと日程第15、議案第47号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第46号 広尾町地域脱炭素化推進協議会条例の制定について及び議案第47号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

議案13ページをお願いします。

初めに、議案第46号についてであります。

本案は、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき組織する広尾町地域脱炭素化推進協議会の組織、運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第1条は設置目的、第2条は所掌事項を定めるもので、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、改定及び取組状況の確認や、地球温暖化対策の推進につきまして、総合的な観点からの検討を進めるため、意見をいただくものであります。

第3条から第5条までは、協議会の組織等について定めるものであります。協議会の委員は25人以内とし、関係団体や学識経験を有する方など、必要と認める方の中から委嘱をいたします。また、必要に応じて臨時委員を置くことができるとするものであります。委員の任期は2年とし、再任を可能としています。会長と副会長は、委員の互選により選出するものであります。

第6条は、会議の運営について定めるものであります。会議は会長が招集し、会長が議長を務めること、また、会議は委員の過半数の出席で成立すること、会長は必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取や資料の提出を求めることができるとするものであります。

第7条は協議会の庶務について、第8条は条例に定めのない事項は会長が協議会に諮って定めるとするものであります。

続きまして、議案第47号についてであります。

15ページをお願いいたします。

非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正でありまして、別表に新たに制定する協議会、「地域脱炭素化推進協議会」を追加するものであります。議案資料1ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

なお、本条例2件は、いずれも公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくようお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第46号 広尾町地域脱炭素化推進協議会条例の制定についてと議案第47号 非常勤の特別職の職員に対する報酬、費用弁償支給条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第48号

1、議長(堀田) 日程第16、議案第48号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第48号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案16ページであります。

本条例の改正につきましては、本年度からの会計年度任用職員に対する勤勉手当の導入を踏まえ、国の予算において地域おこし協力隊に係る地方財政措置が拡充となり、本町におきましても、一定の処遇改善を図ることを目的として、期末手当を支給したいとするものであります。

議案資料2ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

現行の規定に「月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員」を追加し、その他所要の改正を行うものであります。

なお、附則において、本条例は公布の日から施行し、改正後の規定は期末手当支給に係る基準日であります令和6年6月1日から適用したいとするものであります。

また、6月分の期末手当の支給日は6月25日と規則で定められていることから、この条例改正により、支給対象となる会計年度任用職員(地域おこし協力隊)に対する本年度6月分の期末手当については、支給に関する特例を附則に追加し、7月に支給できるよう規則を改正するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。
10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 今回の会計年度任用職員の給与、費用等に関する条例の一部改正でありますけれども、ただいまの説明では地域おこし協力隊に係るものということなのではございますけれども、現時点で何名の方が該当になるのか、それと併せて、この一部改正による部分で現在の所要額、この変更額はどのような形になるのか、これについてご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） ただいまのご質問ですけれども、まず現在該当します地域おこし協力隊の人数、8人となっております。

また、今回の改正に伴いまして変更となります年間支給額ですけれども、6月と12月の期末手当で約50万円程度、各隊員の給与の月額等は違いますが、おおよそ50万円程度となっております。

以上です。

1、議長（堀田） 10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 地域おこし協力隊の報酬については、以前は年間200万円という規定がありましたけれども、現在は300万円に引き上げられております。本町も新年度予算でも審議しましたけれども、いわゆる報酬と時間外を合わせて300万円程度ということでもあります。特例として1人330万円までということなのではございますけれども、例えば一般的には国が定めた地域おこし協力隊の報酬額を超えますと町単独で支出するということになるかと思うのですが、国が示している地方財政措置について、これらについても、この特例を適用して町の単独分ということが生じないのかどうか、併せてご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） 令和6年度の国の特別交付税の措置額は総額520万円となっております。その内訳は報酬等で320万円、その他の経費で200万円となっております。ただ、経験とかスキルがある職員については420万円まで報酬等が上げられるという規定になっておりまして、その際におきましても520万円という合計の上限は変わりません。

今回の手当の増額において、そのあたり、上限を超えるかどうかというのは、こちらでも検討しまして、町の方針としましては、これまでと変わらず特交措置の上限以内で報酬経費等を支払うと

いうことで今回決定をしております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第48号 広尾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第49号～日程第18 議案第50号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第49号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてと日程第18、議案第50号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第49号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について及び議案第50号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、本町に住所を有する児童に係る保育料を完全無償化とするため、それぞれ条例の一部を改正したいとするものであります。

議案資料の3ページをご覧ください。

条例の一部改正の概要であります。

無償化の内容であります。

現在、満3歳未満は、非課税世帯及び第3子以降、そして年収640万円未満の世帯の第2子の保育料を無償化としております。満3歳以上につきましては、1号認定の預かり保育利用分を除き、全児童に係る保育料を無償化としております。

今回提案いたします条例改正で、新たに満3歳未満は第1子及び年収640万円以上の世帯の第2

子が無償化の対象となり、また、満3歳以上の1号認定の預かり保育利用分が無償化の対象となるものであります。

条例の改正の内容であります。

議案資料の4ページ、新旧対照表をお願いします。

議案第49号では、第2条、利用者負担額の規定に、第3項として保護者から徴収する費用をゼロ円とする内容の条文を加えております。

次に、議案資料5ページの新旧対照表をお願いいたします。

議案第50号では、第2条、利用者負担額の規定に、第5項として保護者から徴収する費用をゼロ円とする内容の条文を加えております。

なお、本改正条例2件は、附則において令和6年9月1日から施行し、9月分以降の利用者負担額から適用したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくようお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第49号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてと議案第50号 広尾町子どものための特定教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第51号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第51号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第51号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について提案理由を

申し上げます。

議案19ページであります。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき策定した広尾町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更することについて、北海道が定める当計画事務処理要綱に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

別紙であります。

当該計画中、変更部分を抜粋しており、変更箇所を下線部でお示ししております。変更の内容といたしましては、第6次広尾町まちづくり推進総合計画実施計画の変更に伴い事業の追加、事業内容の変更を行うもので、既に北海道との事前協議が調っているところであります。

なお、議決後は総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣ほか、4大臣に提出する運びとなっております。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第51号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第57号～日程第26 議案第58号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）についてから日程第26、議案第58号 令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの7件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第52号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）から議案第58号 令

和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

議案22ページをお願いいたします。

初めに、議案第52号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,899万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億1,899万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しするものであります。

第3条は地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第3表でお示しするものであります。

次に、26ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。

町史編纂業務委託事業の追加であります。

期間につきましては、令和7年度から令和11年度の5年間、限度額は3,575万円であります。

続きまして、第3表、地方債補正の追加であります。

こども・子育て支援事業債の追加でありまして、内容は豊似保育所冷房設備整備事業債及び放課後児童クラブ冷房設備整備事業債であります。

次に、地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債につきまして限度額を変更するもので、町債の合計に6,780万円を追加し、4億790万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

次に、27ページをお願いいたします。

議案第53号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ880万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,360万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」でお示しするものであります。

次のページをお願いします。

第1表、補正の歳入であります。

4款1項町債は、十勝港第4ふ頭整備事業に係る地方債の追加であります。

次に、補正の歳出であります。

1款1項港湾管理費は、定期航路開設に伴う十勝港第4ふ頭整備の実施設計委託料の追加であります。

次に、30ページ、第2表をお願いします。

港湾整備事業債及び過疎対策事業債について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は880万円であります。

次に、31ページをお願いします。

議案第54号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ91万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億8,208万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

内容につきましては、人件費の補正に伴う歳入及び歳出の整理であります。

次に、34ページをお願いします。

議案第55号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ209万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億759万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

内容につきましては、人件費の補正に伴う歳入及び歳出の整理であります。

次に、37ページをお願いします。

議案第56号についてであります。

本案は、令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ671万7,000円を追加し、総額をそれぞれ16億3,901万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページをお願いします。

第1表、補正の歳入であります。

3款1項繰入金671万7,000円の追加は、一般会計からの繰入金を整理するものであります。次に、歳出であります。

人事異動に伴う人件費の補正及び産業廃棄物処理手数料の追加であります。

次に、40ページをお願いします。

議案第57号についてであります。

本案は、第1条において、令和6年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、収入で第1款第2項営業外収益に2万円を追加し、第2款第2項営業外収益に483万1,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に12万2,000円を追加し、第2款第1項営業費用に483万1,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。

人件費関係の所要の調整、整理のほか、印刷製本費の追加、簡易水道施設建設機械作業委託料及び豊似水源地土砂除去委託料の回数の増加に伴う追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして19万1,000円を追加するものであります。

次のページをお願いします。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、「40,120千円」に改めるものであります。

次に、42ページをお願いします。

議案第58号についてであります。

本案は、第1条において、令和6年度広尾町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項営業費用に2万円を追加するものであります。

補正の内容であります。

人件費関係の所要の調整、整理であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして1,000円を減額するものであります。

以上で、議案第52号から議案第58号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午後 1時28分 休憩

午後 1時29分 再開

再開します。

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案7件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案7件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります渡辺富久馬議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午後 1時29分 休憩

午後 1時34分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には山谷照夫議員、副委員長には浜野隆議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長(堀田) 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日25日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時35分